

土木工事と会計検査

増 山 辰 夫*

1. まえがき

筆者は土木技術者の身であるが会計検査院に勤務し、ここ数年主として国鉄等の会計検査に直接または間接に関係してきたが、会計検査は特に最近土木工事から関心を持たれているように感ずるので、今回編集委員会の要請により土木工事と会計検査について、この思いつきのままの一文を書いてみた次第である。

2. 土木工事と会計検査

(1) 会計検査の対象としての土木工事

会計検査は御承知のように憲法、検査院法その他関係法規により国の会計やその他法律で定める公社、公団やその他国の出資法人の会計の検査を行うものであるが、土木工事がそれらのものの会計行為の一部として相当広く会計検査を受ける状況となつている。日本においては土木工事は以前から主として官庁または官庁的なものの施行が多く、おそらく日本の土木工事の重要部分はこれらによつて占められてきたといつても過言ではないと思われる。戦後民間の建設業者も大いに増伸しているようであるが、上述のような傾向はやはりまだまだ残つているといつてよいように思う。建設・農林・運輸の各省や防衛庁等の、あるいは補助金をふくむ地方公共団体、その他国鉄等の公社・道路公団その他の公団・電源開発K K・地下鉄等の土木工事等、検査対象となつているものは非常に広範にわたつている。これらに対する多額の事業費の使用は国の財政経済からみても重要な影響を持ち、これらの経費については国の会計はもちろん、それ以外のものについても会計検査が法定され、しかもこのような事業費はその他の比較的固定的な内容の経常的経費に比し内容に変化をふくみ、会計検査の立場からも注目されるところとなると考えられる。土木工事はまた他種の工事に比し経費の額が大きいし、また従来からの経緯のためか会計検査の面からも比較的問題があるように見られがちのようである。

(2) 素人好みのする土木工事の会計検査

会計検査はいうまでもなく上述のような機関の会計について行われるわけであるが、経理を軸としてその他財産や物品等と並んで工事の部面についても、その経理の合規性や施行の経済性を調査し、よつて予算執行の適応

性、経済性が検査されることとなる。土木工事は費額が大きいなどのため、会計検査の立場から注目を受けることは先述のとおりであるが、この検査に当る検査院の調査官は、ほとんどが事務系統の人であり、土木工事の立場からみれば素人である。しかして土木工事はその内容の比較的簡単なものも少なくないこと、また比較的身近かというか親近感と、それにともなる関心を持たれやすいこと、かつ各工事いずれも同一でなく、その内容に変化があつて、それぞれの調査判断を要するので、その意味の関心が持たれること等の関係から、専門外のこれらの検査マン（検査官といわないのは検査院では検査官は最高の地位にある3人の認証官だけをいうから）に、かなり興味関心を持たれるようである。もちろん実際の検査には分担や方針があることであろうが、それをぬきにしてみて、少し土木工事の検査に関係した者には、多くの場合、検査対象として好まれそうに見えるのは、筆者のひがみだけではなさそうである。これらの人は専門外の人であつても特定の事項については必要にともない、なかなか調査勉強をし、かなり専門技術的な点にまで、ふれてくる場合もあるようである。

(3) 土木技術者の会計検査マン

このように多くの土木工事が会計検査の対象となり、かつこれを検査する会計検査マンは、ほとんどが事務系の、いわば専門外の人であるのが現状であるが、土木技術者の会計検査マンはどういうものであろうか。まず会計検査にさいしては、その対象を十分に理解認識することが必要である。深い理解もなく未熟な検査や批判をすることは避けなければならない。その意味において土木工事の検査について、土木技術者が当ることは技術的知識や理解がより深いだけ能率的であろう。もちろん事務系の検査マンといつても、土木工事の検査にさいし不詳の事項についてはその場合に応じ、できるだけ調査に努力するのが通例であると思う。しかし土木技術は自然科学の一部門であり、その内容は山のごとく広いすそ野から積み上つているものであり、これが素養のいかんによつて、理解の程度や少くとも理解のための努力や能力は専門の道の人と、そうでない事務系の人では相当に差があるであろう。検査のさい受検側の説明についても、このようなことが比較的はつきり現われてくるといえよう。しかしながら土木工事の会計検査は単に土木技術の理解のみで足りるものではなく、会計法規に関する知識

* 正員 会計検査院第三局検査第一課長

や理解も必要で、事務系の人は逆にこの面については専門的に十分知識理解があるといえると思われ、この人達が技術のことを勉強するように、技術者の会計検査マンはこの法規上の知識を習得する必要がある。こう考えると両系ともに一長一短があるわけであるが、しいていえば、技術は先述のごとく積み上がり、構成がいちじるしい点で技術系の人はこの点では有利といえそうである。しかし上に述べたことは、あくまで一般的抽象論で個々の人の能力経験等によつて一概にはいえないことはもちろんであろう。実際問題として土木工事の会計検査上問題にされるようなことがらは、通常その専門技術的判断を要することがらではなく、一般に理解できる形のもので、その判断には、もちろん専門技術的な資料は必要としても、最終的には広い知識や一般常識あるいは良識といったもので批判され、判断されると考えてよいと思う。このような場合には専門とか専門外とかその肌色の問題ではないと考えられる。

(4) 土木工事と会計検査との関係

土木工事は産業文化の基盤となる施設の建設のため、多額の経費を使用して工事を施行し、その合理的、経済的施行のため技術の発展を期して進みつつあるものであるが、会計検査とはいかなる関係にあると考えられるであろうか。土木工事はその目的が公共的性格を持つものが多いため、多くの土木工事が国または先述のような機関によつて施行されており、一方これらの会計が、会計検査を受けることは法律で定められているところである。もちろん具体的な検査のあり方は検査に当る人の方針等によつて、時に応じ一様であるとはいえないが、それらの会計のうちでも比較的多額の経費を支出するものとして、会計検査上相当の重要度をもつて考えられているようである。一方、忌憚なくいつて土木工事の実施担当者は会計検査なるものを好まないであろう（これはあなたが土木工事のみではないが）、その発展のためには会計検査はどちらかという、繁雑等のためにマイナス面が多いと思う人が少なくないのではないかと臆測する。しかし工事の施行をこのような干渉ぬきで、もつと自由にやりたいという気がするものが、いつわりのないところであろうと思う。しかしながらものの健全な存在あるいは発展のためには、おごれるもの久しからずのたとえではないが、牽制作用が必要であるということはいえると思う。会計検査がそのような牽制として土木工事にとつて満足できるものであるかどうかは一応さしおいて、またそのような牽制は会計検査のほかにもあるであろうが、会計検査がそのような影響を持つことは、否定しえないと思う。会計検査は、もちろん土木工事の健全なる存在発展を、いささかも妨げようとするものではないはずのものである。といつて会計検査は土木工事のみのために行われるものではなく、もう一段と広く、納税者である

国民の立場から法定され行われているものであることはいうまでもない。両者は互いにそのような関係にあるものとして、相互の理解認識が大切であり、その不足から他の健全を損ずることのないよう注意することが必要であろう。このことは忌憚なくいつて、立場上どちらかといえれば強いとされる会計検査の側により留意を要することといつてよいと思う。

3. 会計検査からみての一、二の事項

(1) 契約関係理念を深める必要

土木技術者が建設工事を行うため設計をし、これを請負業者に発注する機会が多いが、そのさい請負契約が締結されその内容は、契約条項、示方書、契約図面等によつて定められることになる。この場合、発注者側の意図は契約内容に十分に反映され、すなわち二つが団体となつて所期の工事が行われるはずのものであるが、設計者たる技術者は、ややもすると契約条項等についての理念が低いためか、その意図が十分に契約内容に反映されていない場合がよくあるようである。はなはだしい場合には、両者がある事項について全然反対になつているものさえある。契約条項は契約の履行については非常に強力な拘束条件であり、これに対する認識不足から契約当事者としては技術者が窮地におちいることがある。筆者がこれまでに見受けた例でも、設計者が契約書として標準契約書条項に規定してある事項と全然反対のことを意図していたため、苦境におちいつていたのがある。従来土木工事について官庁契約は、その内容が一方的(片務的)で請負業者側が非常に弱い立場にあるようなものであつた傾向があり、官庁は単に自己防衛的な立場から、とかくそのようになりがちで、またそのためか契約の内容も比較的簡単で、詳細な点にわたつていなかつた経緯がある。契約の本当のあり方は、そのようなものでないことはいうまでもなく、最近次第に、そのような点は改善されつつあるが、契約の理念については、なお一そう理解認識を深める必要があるといつてよからう。このような契約は、第三者に対抗できるものとして、土木工事の有姿の一つのシンボルといつてよく、土木工事の客観的評価を高めるためにも、この面に十分の意をつくすべきものがあるといえよう。

(2) 予定価格の検査と話し合い

最近の土木工事に対する会計検査で、予定価格の積算が相当にとり上げられるようになってきているようである。予定価格の積算はなかなか手のかかる仕事であるが、予算の適正な執行のために官庁等の技術者は相当の労力を傾けているものと思われる。土木工事は市販商品のごとく、始めからある一定の流通価格があるものでなく、原則的にはケースバイケースでいずれも同一でないものとして、その価額が積算される。いわば客観的価額が

始めから定まっていなるといえるが、これを競争入札に付し、その競争が相当数のしかるべき業者によつて公正に行われた場合、その入札のさいに呈示された見積価額によつて、ある種の客観的価額が明らかとなるといえると思う。そのような客観的価額によつて契約をすれば、その契約価額が高価である、云々の非難は生じないであろう。しかしながらこのような競争が公正なものといえないようなものであれば、そのような入札の結果生じた契約価額は、ただちに適正な価額といえるかは疑問であるとみられるようである。最近予定価格の問題が会計検査の上からかなり問題とされてきているのは、いわゆる業者間の話し合いが行われるということが一因となっているようである。予定価格の積算が適正を要求されることとなっているのも、このような事情をも考慮されているといつてよさる。

4. 検査余滴

(1) 会計検査のこわがられる実体

会計検査といえば特に受検側では一般にこわいものとされているようである。会計検査を受けることは十中八九の人には嫌なことであろう。その大きな要素としてこわいということがあるように思う。こわいと思うことの中には上司のところに会計検査の關係の非難が来て上司から何かその非についていわれはしないかと案ずることもあろう。会計検査のこわがられる実体は会計検査の結果の報告がつけられることにあるような気がする。会計検査院は国等の会計の監督をする任務を持つが、憲法等の定めにより決算検査報告を作成するのが重要な任務となつている。すなわちいわば一種のレポートを作るわけである。しかもそのレポートの中に不当事項に対する非難がのせられる。このレポートに非難を書かれるということが一番嫌なことで、これがレポートメーカーたる会計検査院が、ひいては会計検査がこわがられることになつていのではないかと思う。もちろんこの場合、会計検査のレポート作成についての權威とか信頼性とかいうものが条件として裏腹にはあるわけであらう。

(2) 検事派と弁護派とある審議

会計検査院の検査報告を作成するまでの審議、ことに不当事項については多数回の審議が行われる。もちろん審議の構成や段階も変化する。ある段階では、検事派と弁護派（そういつては語弊があるが、例えば裁判に例えてこのようにいうとわかりやすいと思つて表現してみたわけである）とがあつて、ある事実について非難等の表

現がある場合、ここにいう弁護側の立場に立つ人は、むしろ逆の立場ともいうべき観点からそのような非難の表現が当たらないとか、無理だとかいう面について、調査検討をし意見を述べることとなる。批判の批判をするようなものである。もちろん弁護派にたつ人も部内の人があるわけで、裁判を除いてレポートを作る事案の審議のやり方としては、一般の官庁にはみられない変つたものといえよう。

(3) こわがられる検査マンのこわいこと

検査マンは一般に受検側からこわがられるということになつていようである。しかし逆にこのこわがられる検査マン自身でも会計検査においてこわいことがある。それは事実をつかもうとするためのものである。事実を正確につかまないとこわいわけである。事実を正確につかまなければ、正しい判断もできなければよいレポートも作れないことになるからである。会計検査にはとかくいろいろの難音？ともいうべきものが生じたりして、正確な事実のは握がなかなか容易でない場合が少なくない。ことに受検側で事実をかくそうとする場合があつたりすると、検査マンの方が事実をつかめるかどうかについて危惧あるいはこわさを感じるであろう（受検側の感ずるこわさとは異なるかも知れないが）。ある面ではこのような検査マンのいづくこわさが、逆に受検側の人をこわがらせている面もあるのではないだろうか。

(4) つまらぬ事をかくして誤解を招く

会計検査を経験すればたいいの検査マンが会合することのようであるが、受検側の人が何かつまらぬことをかくすことにこだわつて、事実をゆがめて説明し大事なことがらの判断を違つたものにする場合が多くあるようである。そのためかえつて不利な批判を受けたりして、ほぞをかんだりするような例を聞かされる。あることをかくして判断を違つた方向に導き、えらく叱言をくつたなどのことをきかさされような場合、かくそうとしたことが検査の側からみれば案外つまらぬことである場合がある。一般に一度嘘をこしらえると次から次へと嘘を重ねてゆかざるを得なくなつて苦しい羽目におちいり、ついには行詰つて嘘も御破算になるような事例はよく聞かされるところである。虚偽は会計検査においてはどうもよくないようである。

以上とりとめもないようなことを思いつきそのまま書いたが一応この辺で筆をおくこととする。読者諸兄の一読に値したかどうかおそれる次第である。

土木学会誌 "合本用ファイル" 頒布

体 裁：B5判 学会誌 12冊とじ込み用、薄グリーン・クロス装、金文字入り
頒 価：1部 140円（〒30円） 申込方法：入金次第発送します

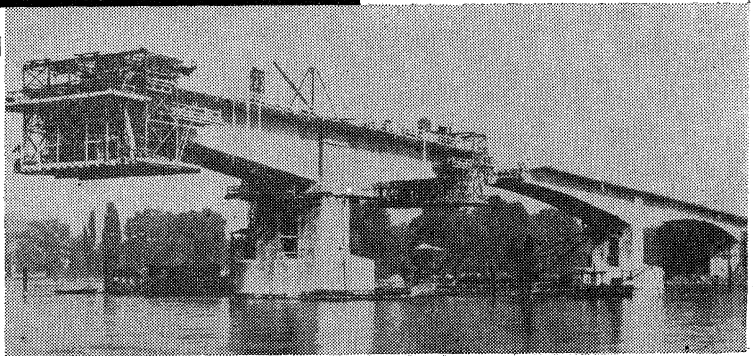


住友電工の

新しい建設材料

PC鋼棒

プレストレストコンクリート用
ピアノ線・鋼棒



弊社が西独ディッカーホーフ・ヴィドマン社と技術提携せる
ディヴィダーク式 P. S コンクリート工法による架橋状況

住友電気工業株式会社

本社 大阪市此花区恩貴島南之町六〇
東京支社 東京都港区芝琴平町一
名古屋支店・福岡営業所
製作所 大阪・伊丹・名古屋